

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第二項の改正規定中『鑑み』の下に『、「図る」を「図り、食料自給率を向上させる」に』を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に二項を加える改正規定のうち同条第四項中「、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては」を削り、「維持」を「維持向上」に改める。

第三十四条第二項を改め、同条を第四十三条とし、同条の次に三条を加える改正規定中「農村との関わりを持つ者の増加に資する」を「地域の資源を活用した」に改め、同改正規定のうち第四十五条中「増加」の下に「及び地域社会の活力の向上」を加える。

第三十三条に一項を加える改正規定中「一項」を「二項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、前三項に定めるもののほか、地方公共団体がその地域における重要な農産物の種子を生産し、供給する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

第二十七条を第三十五条とする改正規定中「第二十七条」の下に『の見出し中「高齢農業者」の下に「及

び障害者である農業者」を加え、同条中「の役割分担並びにその」を「及び障害者である農業者の役割並びにこれらの者の」に、「、高齢農業者」を「、これらの者」に改め、同条』を加える。

第二十四条の見出し及び同条を改め、同条を第二十九条とし、同条の次に三条を加える改正規定中『、「汎用化」の下に「及び畑地化」を』を削り、同改正規定のうち第三十二条第一項中「増進、」の下に「有機農業その他の」を加える。

第二十一条に一項を加える改正規定のうち同条第二項中「当たっては」の下に「、効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地域の農業及び農地の確保において果たす役割に鑑み」を加える。

第十五条第三項を改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える改正規定中「同条第九項」を「同条第十項」に、「を同条第八項」を「を同条第九項」に、「二項」を「三項」に改め、同改正規定のうち同条第七項中「をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」を「について食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

8 政府は、前項の調査の結果について、同項の意見を付して、国会に報告するとともに、インターネット

の利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第五条を改め、同条を第六条とする改正規定中「第五条中」の下に『「については」の下に「、食料の安定的な供給を行う基盤たる役割を果たしていること、国民に多くの恵沢をもたらす農業の有する多面的機能が発揮される場であること」を加え、「ことにより、」を「ことにより」に改め、「果たしていること」の下に「及び就業機会の増大につながる多様な産業を生み出す地域の資源を有する場であること」を加え、』を、「おいても、」の下に「豊かで良好な」を、「改め」の下に『、「整備及び」の下に「産業の振興並びに」を加え』を加える。

第四条を改め、同条に一項を加える改正規定中「人口の減少に伴う」を削り、「向上及び」を「向上、」に、「並びに」を「及び持続的な農業生産活動が可能な農業所得の確保による農業経営の安定並びに」に改める。

第三条を改め、同条を第四条とし、第二条の次に一条を加える改正規定のうち第三条中「については」の下に「、食料の生産の段階において農業生産活動に自然環境の保全等に大きく寄与する側面がある一方で」を加え、「側面が」を「側面も」に改める。